

令和5年 壱岐市議会定例会 6月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年6月15日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	3番 武原 由里子 4番 山口 欽秀
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	報告第3号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第6	報告第4号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第7	報告第5号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第6号 令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第9	報告第7号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第8号 令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第12	報告第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第13	報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	農林水産部長 説明

日程第14	議案第33号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第15	議案第34号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第16	議案第35号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第17	議案第36号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第18	議案第37号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第19	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	企画振興部長	説明
日程第20	議案第39号	財産の取得について	総務部長	説明
日程第21	議案第40号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	財政課長	説明

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局次長補佐 松永 淳志君 事務局書記 山本 袿織君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

今期、定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は、各位の判断に任せるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

会議に入る前に、山口教育長から発言の申出がっておりますので、これを許します。山口千樹教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 皆様、おはようございます。

このたび、教育長を拝命いたしました山口千樹でございます。

4月の臨時議会の折には、私の人事案件に関しまして、全ての議員の皆様から御賛同を得ました。本当にありがとうございました。また、重責に身が引き締まる思いでございます。

私自身は、この仕事をうまくやっていくだけの力量があるとは思っておりませんが、一旦引き受けました以上は、壱岐市民、そして子どもたちのために、これまでの経験を生かして力を尽くしたいと思っております。

議員の皆様のご指導、御鞭撻をお願いいたします。これからもどうぞよろしくお願いたします。

訂正をいたします。定例会でございました。失礼をいたしました。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、武原由里子議員、4番、山口欽秀議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、本日から6月29日までの15日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は本日から6月29日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

なお、本報告に記載しておりますとおり、全国市議会議長会第99回定期総会において、全国市議会議長会会長より表彰が行われ、本会議から議員表彰25年以上で市山繁議員が表彰を受けております。また小さく、私は全国市議会議長会評議員として感謝状の贈呈を受けております。

以上、御報告を申し上げます。

なお、これより表彰伝達式を行います。受賞者の紹介を事務局長より行います。

○事務局長（山川 正信君） 受賞者の御紹介をいたします。

市山繁議員は、昭和62年10月芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの15年2か月間を町議会議員として勤続されました。その期間の2分の1が市議会議員の勤続年数に通算されます。老岐市議会議員を17年9か月勤続されておられますので、合計して市議会議員在籍25年以上となり、表彰を受けられました。

豊坂議長におかれては、全国市議会議長会の評議員として、会務運営の重責に当たられていることで、感謝状を受賞されております。

なお、豊坂議長は定期総会に出席され、感謝状を会場で受けられておりますので、本日の表彰伝達は市山繁議員に対して行われます。

14番、市山繁議員。

○議長（豊坂 敏文君） 表彰状、老岐市、市山繁殿、あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長、坊恭寿。（拍手）

ここで、私から今回受賞されました市山繁議員へお祝いの言葉を申し上げます。

市山議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と、市政の振興に貢献された功績によりまして、表彰の栄に浴されました。誠にめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

我々議会は、地方分権時代において、より重要な役割を担うことが求められておりますが、近年、地方議会に対する住民の関心や信頼の低下、議員の成り手不足、女性議員割合の低さなど、様々な課題が浮かび上がっています。このたびの栄誉を機に、これらの課題にも積極的に関与していただくとともに、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お祝いの言葉といたします。おめでとうございます。（拍手）

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん改めましておはようございます。

このたびの議員歴25年表彰に当たり、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、議会を代表され豊坂議長様からお祝いのお言葉をいただき、誠にありがとうございました。今回、坊恭寿全国市議会議長会会長様より私の議員歴25年の表彰をいただきましたことは、身に余る光栄であり、感謝をいたしております。この表彰は私一人の表彰ではなく、日頃から御支援をいただいている多くの市民の方々、歴代の町長、市長をはじめ、職員方の御指導、御教授をいただき

勉強ができたこと、それに議員としてよい同僚に恵まれ、市民の代弁者として切磋琢磨し、活動ができたなどのたまものと深く感謝を申し上げます。

早いもので、市政5期目の令和3年の選挙から、来月末で丸2年となります。折り返しを迎えますが、残された2年間の市民の代弁者として市政発展のため、議員皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともより一層の御指導、御鞭撻のほどよろしく願いを申し上げます。非常に簡単ではございますが、議員歴25年の表彰のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもちまして伝達式を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告をいたします。

本日ここに、令和5年竜崎市議会定例会6月会議に当たり、3月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和5年春の叙勲が発表され、本市から2名の方が受賞されております。元竜崎市議会議員町田正一様が旭日双光章を、保護司の榊原伸様が瑞宝双光賞をそれぞれ受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

次に、このたび消防本部において、部下職員に対するハラスメント行為が発覚いたしました。平成25年から昨年までに、少なくとも7名に対し、業務上必要の相当の範囲を超えた言動、威圧的な態度で叱責する等が行われたものであります。

非違行為を行った職員には、任命権者である消防長から減給10分の1、3か月間の懲戒処分を行い、併せて上司に当たる職員4名に対し管理監督責任を問い処分を行っております。私からは、消防庁に対して、任命権者及び管理監督者としての処分とともに、服務規律の徹底と綱紀粛正を改めて厳しく指示したところであります。

このような不祥事を起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為で誠に遺憾であり、市民皆様に心からおわびを申し上げます。今後、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に取り組むとともに、職員一丸となり、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、竜崎イルカパーク&リゾートにおいて飼育しておりましたイルカ1頭が6月14日、昨日未明に死亡いたしました。本年2月のイルカの死亡事故を受け、指定管理者に対しては、

イルカの飼育管理に万全を期すよう指示しておりましたが、残念な結果となってしまいました。死因については、現在調査中であります。

本年に入り、イルカの死亡事故が続いており、施設の存続に危機感を覚えているところであります。今後は、一刻も早く死因を特定するとともに、指定管理者と協議を重ねながら、本市の主要観光施設として、飼育及び施設管理の改善策を講じてまいります。

それでは、3月会議以降、本日までの市政の重要事項について御報告申し上げます。

5月2日に、壱岐対馬国定公園の視察のために、西村明宏環境大臣が御来島されました。西村環境大臣との意見交換には、本県選出の加藤竜祥衆議院議員、山本啓介参議院議員も御同席され、本市の脱炭素の取組について説明と意見交換を行ったところであります。

内容としましては、水素貯蔵を活用した再生可能エネルギー導入拡大の実証研究、洋上風力発電導入可能性の検討、第三者所有モデルを活用した公共施設への太陽光発電設備導入、藻場再生とブルーカーボン活用の取組について御説明申し上げ、西村環境大臣には、特に藻場再生の取組について御興味を持っていただき、非常に有意義な意見交換となったところであります。

国を挙げて脱炭素の取組が進められている中において、西村環境大臣に本市の取組を目にいただき、様々な御助言等をいただきましたことは、今後の事業推進の大きな活力となるものであります。

次に、令和元年度から2年度にかけて行われた長崎県の洋上風力発電に関するゾーニング実証事業を引き継ぎ、令和3年度以降、本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性の検討を進めてまいりました。県のゾーニング実証事業で設定された周辺海域の候補エリアから、市内漁業関係者をはじめとする先行利用者等の皆様と意見交換を重ね、併せて利害関係者の皆様の理解促進に取り組んできたところであります。

本年3月に開催した洋上風力発電等導入検討協議会において、関係者の皆様との協議等で示された意見を配慮すべき条件として整理したものを付した上で、導入可能性エリアを県へ情報提供することについて、構成員皆様の御承認をいただきましたので、再エネ海域利用法に基づいて県へ情報提供を行いました。

次に、ふるさと納税の令和4年度実績は、寄附件数2万2,464件、寄附総額7億3,939万円、対前年比1万1,169件、約3億8,000万円の増となりました。増加の主な要因は、令和3年度から高い専門知識を持つ事業者へ業務委託したことによる効果が大きく、特に寄附される方のニーズに合った魅力的な返礼品開発に努めたこと、及び新規参画事業者の開拓を図ったこと等の成果と捉えております。

一方で、自治体間競争が年々激化しておりますので、委託業者及び壱岐市ふるさと商社との連携強化を図るなど、貴重な自主財源となるふるさと納税の本年度目標額10億円の獲得に向

け、さらなる推進を図ってまいります。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して、制度の周知を積極的に行ってまいりますので、市民皆様には島外にお住まいの御親族や友人、知人の皆様へ寄附の呼びかけに御協力賜りますようお願いを申し上げます。

企業版ふるさと納税については、令和4年度に株式会社ファウンテック様、株式会社パークホームズ様、金子真珠養殖株式会社様、九州郵船株式会社様の4社から、合計1,400万円の御寄附をいただいております。その財源を壱岐ウルトラマラソンをはじめ、各事業の推進に有効活用させていただいております。本年度も、本市にゆかりのある企業、各壱岐の会の皆様をはじめ、本制度の幅広い周知に努め、さらなる寄附の推進を図ってまいります。

次に、市制施行20周年記念事業の一環として、NHK全国放送公開番組、「NHKのど自慢」が7月2日、日曜日午後0時15分から午後1時まで、壱岐の島ホールで開催されます。平成30年7月以来、5年ぶり4回目の開催であり、今回は石川さゆりさん、大江裕さんがゲストとして出演されます。300名を超える応募者による予選会及び当日には、市民皆様の御自慢の歌声を御披露いただきますとともに、壱岐市を全国、そして海外に広くPRできる絶好の機会と捉え、市制施行20周年記念にふさわしい番組として、市民皆様一体となって盛り上げていきたいと考えております。

このほかにも、市制施行20周年を記念した様々な行事、イベント等を実施し、島内外へのPRと交流人口及び関係人口の拡大につなげてまいります。

次に、5月20日から22日にかけて、在福岡モンゴル国名誉領事をはじめ、モンゴルでサービス業を営んでいる方々が、本市において研修ツアーを行われ、市内のスーパーなど商業施設を中心に視察され、意見交換の中で、福岡モンゴル国名誉領事から、チンギスハンの生誕の地であるチンギス市を御紹介いただきました。チンギス市は、平成25年に改称された市で、チンギス市長から、来年は元寇文永の役から750周年に当たり、そういった中で、過去の悲しい歴史を乗り越えて交流を深めたいとの考えの下、本市と姉妹提携ができないかとの文書が託されたとのことでありました。このことにつきましては、商工、観光等の分野をはじめ、まずは民間での交流を行っていただき、今後の動向等注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、交流人口拡大についてでございます。長崎県観光統計調査における本市の令和4年の年間観光客延べ数は、速報値で27万2,083人、対前年比120.3%であり、徐々にではありますが、ウィズコロナの考えの下、観光需要回復の兆しが見える結果となりました。

今年のゴールデンウィークの乗降客数は、対前年比124%超えの状況の中、本市の観光需要のさらなる起爆剤として、本年2月会議で議決いただきました観光需要喚起対策事業について、島外の方を対象に、額面3,000円の宿泊券を1,000円で購入できるプレミアムつき

宿泊券、「壱岐DEお得に泊まろう宿泊券」の利用を5月8日から開始し、5月末現在で4,000泊分を販売しております。また対馬市との共同事業である壱岐市・対馬市周遊ツアー送客支援事業についても、5月末現在で1万2,000人泊を超える申請をいただき、既に1,927人の方々が本市で宿泊していただいております、好調なスタートとなっております。

スポーツ合宿につきましては、女子バスケットボールの三菱電機コアラーズが高田紘久新ヘッドコーチの下、チーム16名で、5月27日から6月2日までの7日間、2年連続3回目となる合宿を実施していただきました。合宿期間中には、市内の小学、中学、高校生を対象としたバスケットボールクリニックを2回開催いただき、一流に学ぶ機会の創出と競技力向上に御支援いただいたところであります。今後も引き続き、積極的なスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

次に、6月4日に開催しました本市の一大イベントである壱岐サイクルフェスティバルは、今年で第35回という節目に加え、壱岐市市制施行20周年を記念して開催する大会として大会名称を一新するとともに、招待選手及びツール・ド・沖縄参加権枠の拡充など、大会をより一層盛り上げる取組を行ったところであります。

大会名称につきましては、長い歴史を持つ本大会に新たな風を取り込み、10月に開催されるツール・ド・九州を共に盛り上げたいという思いから、ツール・ド・壱岐島へ改称しております。北は宮城県から南は沖縄県まで、島内外410名の選手がエントリーされ、昨年比89人増でありました。当日は一部交通規制を行い、市民皆様には御不便をおかけいたしました、事故等もなく盛会裏に終了することができました。壱岐市消防団並びにボランティアスタッフをはじめ、多くの皆様の御協力、そして御賛同いただきました各企業の皆様の御支援に対し、厚く御礼を申し上げます。

海外からの誘客については、私自身、5月9日から10日の日程で、壱岐市観光連盟会長とともに台湾、台北市へ出向き、本市への誘客セールスを行ってまいりました。現地では、訪問を大いに歓迎していただき、早速8月、9月、10月に本市への団体客を御送客いただく運びとなり、特に10月にお越しになる団体は、30人規模で10日以上滞在するロングステイの契約であるとのことでもあります。日本国内だけでなく海外においても、アフターコロナによる観光需要が高まっており、各地で激化する自治体間競争の中で、本市への誘客活動を活発化させ、本市経済のさらなる活性化に取り組んでまいります。

次に、産業の振興についてでございます。令和4年度の本市農業生産額は、前年比90.6%の56億7,100万円となり、そのうち畜産物が42億2,600万円で、水稻については、栽培面積776ヘクタール、販売金額は6億6,400万円となりましたが、高温耐性品種への作付け転換が進んでおり、つや姫、にこまる、なつほのかの生産面積は472ヘクタールと、全

体の約61%に達しております。アスパラガスについては、栽培面積12.9ヘクタール、販売金額は2億8,500万円で、平均反収2,404キログラムは16年連続県下1位であり、施設園芸振興作物の柱となっております。

畜産業につきましては、令和4年度の子牛平均価格は64万8,000円と前年比11万7,000円安となりましたけれども、子牛出荷頭数は4,152頭と前年度より171頭の増となっております。一方で、6月1日、2日に開催された子牛市では、4月の平均価格と比較し、5万1,000円安の57万5,000円となりました。また、JA壱岐市肥育部会の本年4月の枝肉単価は、前年同月と比較し、17円安の2,428円となりましたが、その後、枝肉単価は下落傾向にあります。畜産農家においては、飼料価格の高騰を受け、生産費の高騰による経営圧迫する状況となっております。

農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、壱岐市農協においては農業者の所得安定・向上と生産拡大に向け、2030年の販売高100億円を目標とする第9次営農振興計画が策定され、目標達成に向けた各営農振興事業に取り組んでおりますが、この振興計画目標達成に向けた機運を高めるため、4月25日に壱岐農業振興大会が開催されました。ウクライナ情勢等に影響される物価高騰による生産費の増大は、全ての農産物への影響が懸念されることから、引き続き関係機関と連携し、国・県の緊急経済対策及び支援制度を最大限活用してまいります。

また、農業の持続的発展には担い手対策が最重要課題でありますので、地域農業の牽引者である認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農の組織化、集落営農法人の支援等に継続して取り組んでまいります。

令和4年度の市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較しますと、漁獲量は8.7%減の2,327トン、漁獲高は27.6%増の26億4,000万円と、漁獲量は減少しておりますが漁獲高は増加しております。これはケンサキイカ漁が好調で単価がよかったことが要因であります。他の魚種については漁獲量も減少し、魚価についても低迷が続くなど、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

磯焼け対策につきましては、令和元年度から実施している磯根資源回復促進事業に加えて、令和2年度に設立した壱岐市磯焼け対策協議会が実施する各種事業により、この4年間で植食性魚類であるイスズミを2万7,455尾、アイゴを2万5,064キログラム駆除しております。例年実施している定点調査の結果、一部海域での大型海藻の再生など大きな効果につながっており、引き続きイスズミ等駆除の取組を進め、早期の藻場回復を目指してまいります。

意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在131名を認定しており、県の次代を担う漁業後継者育成事業による事業新規就業者は3名が研修中であります。今後も制度の積極的な活用により、漁家経営の改善及び新規就業者の確保につながることを期待しており

ます。

次に、国は新型コロナウイルスの感染が再び拡大する可能性があることから、重症化リスクの高い方々へ、重症化予防を目的として追加接種を特例臨時接種として位置づけ、令和5年度の接種に向けた対応を自治体へ求めております。

本市においては、5月から8月にかけて行う春開始接種について、彦岐医師会の御協力により接種体制を整え、既に5月から接種を開始しております。対象者は、初回接種を終了した65歳以上の方及び5歳以上65歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっており、対象となられる市民皆様へは、順次通知にて御案内を行っております。

また、9月から12月にかけて行う秋開始接種につきましては、初回接種を終了した5歳以上の方が全て対象となります。令和5年度接種に向けた年間スケジュールが示されたことにより、接種に係る経費について、今回、所要の予算を計上いたしております。市民皆様には、基本的な感染症対策を実施いただきながら、重症化を防ぐ観点から、ワクチン接種を御検討いただきますようお願い申し上げます。

次に、市税等の収入状況でございますが、令和4年度の市税の収入状況については、現年度分は、調定額22億8,420万円に対し、収入額22億6,094万円、収納率98.98%、前年度を0.22ポイント上回りました。滞納繰越分については、調定額1億4,612万円、収入額2,339万円で、収納率16.01%、前年度を0.66ポイント上回りました。

また、健康保険税については、現年度分が調定額5億6,265万円に対し、収入額5億4,704万円、収納率97.22%、前年度を0.88ポイント上回りました。滞納繰越分については、調定額1億4,858万円に対し、収入額2,376万円と、収納率は15.99%、前年度唯一0.49ポイント下回ったところでございます。

以上が、令和4年度市税等の収入決算額であります。

令和4年度から導入したコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの納付については、1万8,799件の利用実績でありました。さらに本年4月から、QRコード決済の導入により、クレジットカードを利用した納付も可能となりましたので、広報紙、ケーブルテレビ、各戸へのチラシ配布等によりお知らせをしております。

また、市では口座振替納付を推進しており、口座振替することで窓口に出向く手間が省けることや、現金を持ち歩く必要がないことで安全・安心な納付につながることで、また金融機関窓口やコンビニエンスストア等での納付時に、市が負担する手数料を抑制できることなどのメリットがありますので、市民皆様には口座振替での納付について御協力をお願いいたします。

今後も、市行政の基幹財源である税の確保と、公平・公正な税務行政の実現に向けて取り組

んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、長崎県壱岐病院の精神科病床の再開については、市内の精神科病床の休床を受けて、長崎県病院企業団との協議を進めております。長崎県病院企業団においては、令和7年4月再開を目途に準備をされており、その中で、精神科医の確保並びに看護師等医療従事者の確保、教育、研修等多くの課題解決に向けた取組がなされております。まずは、最重要となる精神科医師確保のために、向原院長とともに関係大学病院へ医師派遣要請を行ってまいりました。今後も、長崎県及び長崎県病院企業団と連携し、鋭意、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、教育関係でございますけれども、3月27日から29日にかけて、熊本県益城町民グラウンドで開催された第19回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会において、本市から、芦辺中学校の井本康太さん、浜田竜成さん、郷ノ浦中学校の加勢田莉空さん、竹下瑛汰郎さんの4名が、長崎県選抜チームとして出場し、長崎県選抜チームの6年ぶり2度目の優勝に貢献されました。

令和5年度の市内小・中学校においては、適切に新型コロナウイルス感染症対策に努めることで、教育活動を維持することができております。学校行事について、5月28日に小学校9校で運動会を実施し、内容等についても、この数年間の経験を生かした取組がなされております。中学校では、5月20日に中体連球技・剣道大会を実施し、また陸上・相撲大会については、6月17日に実施予定であります。今後も、学校が児童生徒の学びを保障する場であり続けるため、第5類になった新型コロナウイルスを含め、感染症対策を適切に行っていくとともに、学校が大切な授業や教育活動に専念できるよう、引き続き支援をしてまいります。

次に、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会の設置について申し上げます。

本年3月に発生した高校の留学生の悲しい事案を受け、長崎県は、背景に何があったのかを検証するとともに、改めてこの留学制度の運営上の課題について現行制度を総括的に検証し、必要な措置を講じていくため、これからの離島留学検討委員会を設置し、4月20日に第1回会議が開催されました。

本市といたしましても、県と連携し、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会を設置し、本検討部会において、制度の現状と課題を検証しながら、離島留学生が安心した生活を送るとともに、制度が持続可能なものとなるよう必要な措置を検討していくため、5月27日と6月7日に部会を開催いたしました。委員の皆様からは、留学制度の課題や改善案について、多方面から具体的な御意見をいただいたところであります。高校の留学制度、そして壱岐市のいきっこ留学制度が、壱岐市での学校生活を望む子どもたちが健やかに成長できる制度となるよう、検討・協議を進めてまいります。

次に、防災対策につきましては、近年、地球温暖化に伴う気候変動により、台風の勢力が増大

するとともに、大雨の頻度も高まり、土砂災害等自然災害の増加及び激甚化が懸念されております。昨年9月には、大型台風11号及び14号が接近し、14号においては、県内全市町に災害救助法が適用されるなど、危機が迫る状況に見舞われました。災害の発生を完全に防ぐことは困難ではありますが、災害の発生に備え、災害対策業務の参考とするため、去る5月25日には、官民の関係者約40名の参加の下、市内危険箇所及び防災工事箇所のパトロールを実施いたしました。引き続き、危機管理は行政の最大の責務を念頭に、関係機関と十分連携を図り、市民の皆様の安全・安心を最優先として災害対策に万全を期してまいります。

消防・救急につきましては、本年度、消防本部等の現行の機器更新による消防指令センター総合整備事業を予定しております。このことにより、119番通報をはじめとするあらゆる通報への迅速な対応と、いち早く災害現場に到着し、安全で確実な消防救急救助活動への対応を図ってまいります。また本年度は、消防団の編成替えの年であり、4月1日、新団長に安川昭彦氏が就任されました。安川新団長からは、新しい体制の下、新しい感覚を持って壱岐の防災に当たるといふ並々ならぬ決意が述べられたところであります。

一方で、消防団員数は年々減少しており、前年同時期に比べ65名減の798名となっております。市といたしましても団員の確保に努めるとともに、消防団をはじめとする関係機関等とさらなる連携を図り、防災体制に万全を期してまいります。

本年5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数15件、救急発生件数794件であり、先日、郷ノ浦町で発生した建物火災では男性1名が亡くなられました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

野焼き、しくり焼き等に伴う火災が頻繁に発生しております。草木を焼却する場合は必ず消防署に届出を行い、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いに十分注意していただきますようお願いいたします。

また今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、屋外での作業の際は、こまめな水分補給を行っていただくとともに、室内においても熱中症のおそれがありますので、エアコンや扇風機を有効に使用し、体調管理に十分御注意されますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明をいたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億3,070万3,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、245億1,845万5,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、令和4年度予算の専決処分の報告1件、予算の繰越計算書の報告3件、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告3

件、条例の一部改正に係る案件5件、計画の策定1件、その他の案件1件、令和5年度予算案件1件であります。

何とぞ慎重に御審議を賜り、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、3月会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . -----
日程第5. 報告第3号～日程第21. 議案第40号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第3号から日程第21、議案第40号まで、以上17件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案等につきましては、担当部長及び課長にさせますのでよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 皆様、おはようございます。報告第3号及び第4号について続けて御説明申し上げます。

まず、報告第3号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分報告について、説明申し上げます。地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決第2号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の

一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市税条例において所要の改正を行う必要があるため、令和5年3月31日をもって専決処分したものであります。

1ページを御覧ください。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。また、議案資料の1ページから13ページに新旧対照表を記載しておりますので御参照願います。

主な改正内容でございますが、新旧対照表の4ページをお開き願います。附則第8条の改正については、個人市民税関係で、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期間の延長に伴う改正で、個人市民税所得割の免除規定で、令和6年度までの特例期間を令和9年度まで3年間延長するものでございます。

次に、新旧対照表6ページから7ページをお願いします。附則第10条の2及び附則第10条の3の改正においては、固定資産税関係で、大規模な修繕が行われたマンションに係る税額の減額措置のわがまち特例の割合を市町村条例で定める規定の整備であり、附則第10条の2第24項で、減額特例割合を国に準じて3分の1と定めるものでございます。また、7ページの附則第10条の3第11項は、特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の提出における規定を追加するものでございます。

次に、新旧対照表8ページから12ページをお願いします。軽自動車税関係で、附則第15条の2及び附則第15条の6第3項の軽自動車税の環境性能割の非課税、及び税率の特例規定については、臨時的軽減措置の期間が終了したため削除するものでございます。

次に、附則第16条の改正については、軽自動車税種別割の税率の特例で、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例、75%軽減及び50%軽減の対象車両を取得する場合については、適用期限を令和5年3月31日から令和8年3月31日まで3年間延長、また25%軽減の対象車両を取得する場合については、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長するもので、適用期間中に初めて車両の車両番号の指定を受ける減税対象車両を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について、それぞれ75%、50%、25%の軽減をするものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による納付書様式の追加及び字句や引用条項等の整備をするものでございます。改正文の4ページに戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり令和5年4月1日でございます。附則第2条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、固定資産税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

次に、5ページをお願いします。附則第3条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、軽自動車税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

報告第3号についての説明は以上でございます。

続きまして、報告第4号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第3号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要があるため、令和5年3月31日をもって専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1、14ページから22ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。主な改正内容でございますが、新旧対照表の14ページをお開き願います。第2条第3項及び第23条第1項の改正において、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針により、引上げが実施されました。これにより、後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に2万円を引き上げ、全体の課税限度額は現行102万円から104万円に引き上げる改正を行うものです。

次に、新旧対照表14ページ下から15ページをお願いいたします。第23条第1項第2号及び同条同項第3号の改正においては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準額を見直すものでございます。第23条第1項第2号は、5割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき28万5,000円から29万円に5,000円を引き上げ、同条同項第3号は、2割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき52万円から53万5,000円に1万5,000円を引き上げるものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や引用条項の整備をするものでございます。改正文に戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり令和5年4月1日でございます。附則第2条は、令和4年度分までの国民健康保険税について経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。報告第5号、第6号につきまして、続けて御説明いたします。

まず、報告第5号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。専決第4号専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。令和4年度壱岐市の一般会計補正予算第14号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,917万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億3,250万5,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の変更は第2表繰越明許費補正によるものでございます。地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。補正の主な内容といたしましては、地方譲与税、各種交付金及び特別交付税等の交付額確定に基づく補正、起債対象事業費の確定に伴う事業費の調整及びそれに伴う地方債の変更、特定目的基金充当事業の事業実績及び財源調整による基金繰入金の補正等を行っております。

次のページをお開き願います。2ページから3ページ。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表繰越明許費補正の1、変更の漁港海岸事業は、箱崎前浦漁港海岸護岸工事における入札が不落となり、工事費を全額翌年度へ繰り越すこととなったため、繰越明許費の額を5,000万円に変更しております。

次のページを御覧ください。5ページから9ページにかけて、第3表地方債補正の変更について表に記載のとおり、実績に合わせまして限度額を変更しております。起債の方法、利率、及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。14ページから15ページをお開き願います。2款

地方譲与税から7款地方消費税交付金は、令和4年度交付額の確定により補正をしております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページの8款ゴルフ場利用税交付金から11款地方交付税までにつきましても、交付額の確定により補正をしております。

18款寄附金のふるさと応援寄附金は、令和4年度ふるさと納税実績により、ふるさと応援寄附金を6,060万4,000円減額、企業版ふるさと納税寄附金を200万円追加しております。

19款繰入金、基金繰入金は、特定目的基金充当事業の実績及び決算額見込みによる財源調整により合計2億1,385万1,000円を減額しております。

次に、歳出につきましては、別添資料2、令和4年度3月31日、専決補正予算概要で御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費の基金積立金につきましては、一般財源の調整がなされたことによりまして、財政調整基金に3,000万円積立ての追加を計上しております。

2款1項6目企画費の交通対策費は、運航実績に基づきまして、長崎県離島航空路線加工対策補助金等の減額補正を行っております。

同じく6目の企画費のふるさと応援寄附金は、令和4年度のふるさと納税実績に基づき、積立金及び返戻金等の関係費用の減額補正を行っております。以下同様に歳出全般において、特定目的基金の充当事業の実績及び起債充当事業の事業費の確定により調整を行っております。

8ページをお開き願います。基金の状況見込みについてでございますが、今回の専決後における令和4年度末一般会計分の基金の現在高見込みにつきましては、95億7,662万円でございます。

補正予算書第14号の32ページをお開き願います。地方債現在高見込みに関する調書について記載しております。令和4年度末の現在高見込みは255億3,541万2,000円となっております。

資料2に戻りまして、9ページをお開き願います。参考資料といたしまして、上段に令和元年度から令和4年度末見込みまでの基金現在高の推移を、下段に公債費及び地方債現在高の状況の推移を記載しております。

以上で、令和4年度一般会計補正予算（第14号）について、専決処分の報告を終わります。

続きまして、報告第6号令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和4年度予算にて計上しておりました繰越明許費11億7,376万9,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は10億5,522万2,313円でございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業などの経済対策事業、国の補正予算に伴う道路改良費補助のほか、農地及び農業用施設及び公共土木施設災害復旧事業などがございます。

以上で、令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

〔建設部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部長（平田 英貴君） 報告第7号、報告第8号を続けて御説明申し上げます。

まず、報告第7号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容につきましては、公共下水道施設改築改修工事に要する費用で、先に議決をいただいております繰越明許費4,770万円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は4,180万円でございます。

以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第8号令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について御説明申し上げます。令和4年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容につきましては、市道東水畑2号線配水管布設替工事で、繰越しの理由は、布設する道路の幅員が狭隘であるため、隣接する農地から重機等を進入させる施工方法としておりましたが、地権者が市外で仕事に従事されていたことから、現地協議に係る日程調整において不測の日数を要したものでございます。繰越額は430万円でございます。

以上で、報告第8号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 報告第9号及び報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について続けて御説明申し上げます。

報告第9号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。専決第5号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和5年5月26日専決。

1、損害賠償の相手方は、老岐市郷ノ浦町の個人、2、損害賠償額は20万1,484円でございます。内訳として、治療関係費14万9,884円、慰謝料として5万1,600円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和5年3月19日午後1時14分頃、老岐市郷ノ浦町柳田触851番地1店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する老岐市公用車に施設入所者を後部座席に同乗の上、買物支援のため店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って店舗の外壁に衝突し、損害賠償の相手方である同乗者をけがさせたものでございます。まずもってけがを負われた相手方へ深くおわび申し上げます。

事故の発生状況でございますが、事故当日は日曜日であります。地域福祉ホームひまわりの家は、通常業務の中で買物支援のために職員が運転する老岐市公用車に、施設入所者1名を助手席側後部座席に同乗させ、午後1時過ぎに当該店舗へ向けて出発。店舗駐車場に到着し、駐車スペースを探しながら、店舗入口左側付近のスペースに前方方向で駐車しようとした際、ブレーキとアクセル操作を誤り、車止めを乗り越えて店舗の外壁部分に車両の左側、左前方付近を衝突させたものであります。車止めを乗り越える際の衝撃で、後部座席に同乗していた施設入所者が口腔内及び下顎部分を打撲し、けがをしたもので、長崎県老岐病院に救急搬送、老岐警察署へ通報の上、上司へ連絡を行い、相手方はレントゲン、CT検査とも異常なかったものの、口腔内挫創により3針と、下顎部挫創により1針縫合をしております。口腔内及び下顎部挫創部分については、抜糸後、治療は完了しておりますが、顎の痛みに対して歯科口腔外科の受診を勧められ通院、4月15日に口腔外科としての治療は終了となっております。

続きまして、報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の

規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお願いします。専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和5年5月26日専決。

1、損害賠償の相手方は、老岐市郷ノ浦町の法人、2、損害賠償額は1万円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和5年3月19日午後1時14分頃、老岐市郷ノ浦町柳田触851番地1当該法人店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する老岐市公用車に施設入所者を同乗の上、買物支援のため当該店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って損害賠償の相手方である法人所有の建物外壁に衝突し、汚損させたものでございます。事故の発生状況につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、老岐市公用車が店舗外壁に衝突した際、外壁タイルの一部に、車両の塗装の色等が付着し汚損をさせたもので、当該法人との協議の上、汚損部分の補修費について賠償をするものでございます。

報告第9号及び第10号の専決処分を行った理由でございますが、今回の事故の責任は全て老岐市にあること、また相手方への損害賠償額の支払いを速やかに行うため、相手方から5月24日に示談の内諾を得たので、5月26日、老岐市損害賠償等審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今回の事故発生時において、緊急通報等に御協力いただいた関係者の皆様に感謝いたしますとともに、大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。今後、このような事故が発生しないよう、当該職員に対して安全運転指導を行い、他の職員に対しても改めて安全運転に係る注意喚起を促すとともに、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で報告第9号及び報告第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第11号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。専決第7号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和5年5月26日専決でございます。損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町、個人、損害賠償額は8万7,878円であります。損害賠償の理由でございますが、令和5年4月12日午前11時58分頃、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6郷ノ浦町漁業協同組合駐車場において、水産課職員が運転する壱岐市公用車が切り返すために車両を後退させた際、駐車場に駐車されていた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させたものでございます。まずもって、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。

今回の事故の発生状況は、運転者本人の後方確認不足と運転操作ミスによるものであり、相手方車両の前方ナンバープレートの変形並びにその周辺を損傷させてしまいました。なお、駐車車両であり人の乗車はなく、対物事故のみとなっております。損害賠償の内容につきましては、相手方車両の修理代が7万9,078円に、代車料8,800円を加えた合計8万7,878円で、本事故の責任割合は壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が10割負担であり、全額保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

このたび、専決処分をいたした理由でございますが、今回の事故責任割合が全て壱岐市にあること、また相手方への損害賠償額の支払いを速やかに行うため、相手方から5月24日に示談の内諾を得たため、5月26日に壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今後、このような事故を発生させないよう運転者本人に再発防止と安全運転の徹底について指導を行ったところであります。

以上で報告第11号について専決処分の報告を終わります。よろしくお願いたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部長（中上 良二君） 議案第33号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は、附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を

削るとしております。

資料1の議案関係資料23ページをお開き願います。附則第3項及び第4項には、感染症防疫作業等従事手当の特例を規定しており、新型コロナウイルス感染症から市民皆様の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触し、また長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては4,000円の感染症防疫等作業手当を、令和2年2月1日から支給しておりました。

本年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、コロナ感染症に関連する業務に従事した場合に支給されていた国家公務員の特殊勤務手当である防疫等作業手当の特例支給を廃止する人事院規則の改正がなされております。このため本市においても、国の取扱いに準じた措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用するとしております。

以上で議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第34号から議案第37号まで続けて御説明申し上げます。

議案第34号壱岐市税条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

議案資料1、24ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、軽自動車税の原動機付自転車に係る種別割において、令和4年4月の道路交通法の改正により、新たに電動キックボードが特定小型原動機付自転車として、車両区分の創設がされたことによる改正であります。

新旧対照表の24ページをお開き願います。第82条第1項第1号エ中、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車を除くという条文が追加をされたもので、この改正により、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードについては、二輪のもので定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のものに該当することとなり、税率は年額

2,000円となります。施行期日については、附則第1条のとおり、令和5年7月1日でございます。附則第2条で経過措置として、この条例による改正後の壱岐市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとしております。

議案第34号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第35号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、離島振興法に基づく税制特例措置等の対象地区から、過疎地域に係る措置等の対象地区が除外され、重複地区においては過疎法に基づく税制特例措置等のみが適用されるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1、25ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照を願います。

改正内容でございますが、離島振興法第20条地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置に規定する製造の事業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業、その他総務省令で定める事業に係る機械及び装置、もしくはその事業に係る建物、土地に対する固定資産税の課税免除については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条にも、同じく製造業、情報サービス業、旅館業、農林水産物等販売業の用に供する固定資産税の課税免除規定があり、どちらの税制特例措置を活用するかは事業者の判断に委ねられておりました。

今回、離島振興法の改正により、離島振興地域及び過疎地域の重複する地域においては、過疎法に基づく特例措置のみが適用されることとなったものでございます。施行期日については、附則第1項のとおり、公布の日からでございます。附則第2項は、改正後の壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第35号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第36号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

また、議案資料1の26ページから27ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に基づき、保育所における保育の内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第36号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第37号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1の28ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に基づき保育所における保育の内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第34号から議案第37号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部長（塚本 和広君） 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）

の策定について御説明いたします。郷ノ浦辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山A辺地（変

更)、初山B辺地(変更)、布気辺地(変更)、深江辺地、諸吉辺地及び住吉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦辺地ほか7辺地において、市道改良事業等の事業実施に当たり、その財源として辺地対策事業債を活用するため辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本市は、全区域が辺地の要件に該当し、市道等の公共的施設の整備については、辺地対策事業債を活用できることになっております。この辺地対策事業債は、その償還元金及び利子の80%が普通交付税に算入される有利な地方債の一つとなっております。

なお、本総合整備計画書については、議決をいただいた後、総務大臣へ提出することとなっております。

1ページから8ページは、各辺地の総合整備計画書で、各辺地で実施する事業内容、事業費等を記載しております。

また、議案資料4に各事業の事業名、位置図、平面図、写真等を添付しております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長(塚本 和広君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 中上総務部長。

〔総務部長(中上 良二君) 登壇〕

○総務部長(中上 良二君) 議案第39号財産の取得について御説明申し上げます。

下記の財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、財産の種類は土地、2、財産の表示として、所在は壱岐市郷ノ浦町片原触2792番2ほか1筆、地目は雑種地、面積は1万6,364.89平方メートル。3、取得価額は6,136万8,337円。4、相手方は、長崎県知事大石賢吾。提案理由は本財産の取得に当たり、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

次のページに本財産の概要等を添付しております。なお、本財産の取得につきましては、先の令和5年市議会定例会3月会議に上程いたしました議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算に同取得価額を計上し、御審議をいただき可決をいただいたところでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第40号令和5年度老岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度老岐市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,070万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億1,845万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表地方債補正1、変更の教育債は、盈科小学校特別教室棟、屋外非常階段の改修工事に充当する防災基盤整備事業債280万円を追加するもので、限度額を5,370万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税は、補正に係る一般財源として普通交付税466万6,000円を計上しております。

15款1項2目衛生費、国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金の6,375万6,000円及び同じく2項3目衛生費、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,401万1,000円は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金を計上しております。

15款2項2目民生費、国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、令和5年10月からの生活保護基準改定等にかかるシステム改修に対する50%の補助25万7,000円を計上しております。次の保育対策総合支援事業費補助金は、民間保育施設における保育事業の改善及び事故防止に係るシステム導入費用に対する60%補助375万円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、国、県の補助事業に採択された農事組合法人への機械施設整備に対する補助で、ながさき水田農業生産強化支援事業補助金22万1,000円及び集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金26万2,000円を計上しております。

18款1項2目指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、実績に基づき310万円を追加しております。

21款4項3目雑入のコミュニティ助成金は、自治総合センターから補助の採択を受けた自治公民館の備品購入、幼年消防用鼓笛隊セット購入、消防防災関係の資機材購入などに係る助成金、合計780万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、別添資料3、令和5年度6月補正予算（案）概要から、主な内容について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費は、コミュニティ助成事業の補助金として、2、自治公民館への備品購入補助として440万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、3款2項4目保育所費の保育所等業務効率化推進事業は、民間保育施設における保育業務の改善及び事故防止のシステム導入に係る補助金で、国の60%補助に市負担分20%を合わせまして、500万円を計上しております。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和5年度春接種及び秋接種にかかる費用として1億776万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、5款1項3目、農業振興費のながさき水田農業生産強化支援事業は、農事組合法人の機械設備導入に補助するもので、事業費73万7,000円に対する県30%、市10%の割合で負担する補助金29万5,000円を計上しております。

次の集落営農活性化プロジェクト推進事業補助金は、事業費52万4,000円に対する国の50%補助金26万2,000円を計上しております。

6款1項2目商工振興費の商工施設管理費は、市有企業誘致施設の施設修繕費用として254万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、8款1項5目災害対策費は、コミュニティ助成事業として採択された自主防災組織の防災資機材の購入補助200万円を計上しております。

次の9款2項1目学校管理費の小学校施設整備事業は、盈科小学校特別教室棟の屋外非常階段改修にかかる費用として、383万4,000円を計上しております。

以上で議案第40号令和5年度老崎市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月20日火曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 43 分散会
